

## パーソナルコンピュータリース契約に係る仕様書

この仕様書は、鹿児島市健康福祉局保健部に設置するパーソナルコンピュータの賃貸借について必要な事項を定めたものである。

### 1 契約期間

準備期間 令和8年4月1日～令和8年4月30日

履行期間 令和8年5月1日～令和13年4月30日（60月）

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### 2 対象機器及び数量 パーソナルコンピュータ及び周辺機器10台

### 3 機器の設置場所及び設置数量

鹿児島市健康福祉局保健部北部保健センター（吉野町3275番地3）	1台
鹿児島市健康福祉局保健部東部保健センター（山下町11番1号）	2台
鹿児島市健康福祉局保健部西部保健センター（永吉2丁目21番6号）	1台
鹿児島市健康福祉局保健部中央保健センター（鴨池2丁目25番1-11号）	4台
鹿児島市健康福祉局保健部南部保健センター（西谷山1丁目3番2号）	2台

### 4 規格等

#### (1) 機器の仕様

①形状	ビジネスモデル ノート型パソコン
②CPU	インテルCorei5 以上
③メモリ	8GB 以上
④補助記憶装置	SSD 容量 128GB 以上内蔵
⑤OS	Windows11 Pro64bit (バージョン 24H2 以上とする)
⑥ディスプレイ	15 インチ以上
⑦インターフェイス	USB ポート タイプ A×2 以上、タイプ C×1 以上搭載 HDMI ポート×1 以上
⑧光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ
⑨有線LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T×1
⑩その他	リカバリー用媒体添付
⑪キーボード	JIS 標準配列基準、日本語表記
⑫マウス	USB スクロールマウス（光学式）
⑬環境配慮事項	グリーン購入法への対応

## (2) 導入、設置仕様

### ①ハードウェアの選定

導入時点で動作保証のとれた最新機種を選定すること。

### ②機種の初期設定

ア Windows の初期設定

イ ゲームソフトの削除

ウ プリンタドライバ（設置先の保健センターが提供）の導入

エ リース期間、保守事業者名、故障時の連絡先等が記載された管理ラベルの貼付

オ その他必要な設定

※設定の詳細については事前に 鹿児島市（以下「発注者」という。）と協議すること。

※各ライセンスの認証も含む（本市のネットワークは直接インターネットに接続していないことから、方法に留意すること）。

## 5 保守仕様

機器の保守について以下の通り行うこと。

### (1) 障害の切り分け

契約期間中、落札業者は、発注者から機器が故障した旨の連絡を受けたときは、ハードウェア障害とソフトウェア障害の切り分けを行い、ソフトウェア障害については発注者へ依頼させることとし、ハードウェア障害については、直ちに修理担当者を現地へ派遣し、現復旧作業を行うこと。

なお、ハードディスクの交換で不要となったハードディスクに保存されているデータは、漏洩しないよう落札業者の責任において、データの消去またはハードディスクの物理的破壊をすること。

### (2) 報告書の提出

作業終了後、修理箇所、作業内容等を記載した報告書を発注者へ提出すること。

### (3) ハードウェアの障害

正常な使用を行っているにもかかわらず発生したハードウェア障害については、以下の①～⑧を除き、保守依頼日から原則として翌営業日以内に復旧させることとし、復旧できない場合は、発注者と協議すること。

なお、保守に必要な経費（部品代、技術料、出張料及び送料等）はリース料に含むものとする。

①天災、火災その他不測の事故による傷害

②使用者の過失（水漏れ、落下、破壊行為）に起因した障害

③落札業者に許可なく加工、改造を行ったことに起因した障害

④コンピュータウイルスの感染に起因した障害

⑤ハードウェア障害に伴うデータの破損

- ⑥機能に影響のない汚れ、キズ
- ⑦初期不良を除く消耗品（マウス、バッテリー）の故障
- ⑧リース機器以外の周辺機器の接続、ソフトウェアの導入に起因した障害

#### (4) ソフトウェアの障害

軽微な障害は発注者が行うこととするが、OSの再インストールなど端末のリカバリーが必要な場合は落札業者が行うこととする。

ハードディスク破損等で(3)に該当する障害について、再インストールが必要な場合は、落札業者が導入初期状態まで復旧すること。

### 6 機器リース満了後の機器撤去・秘密情報等のデータ消去

リース契約満了後の機器は返還するものとし、落札業者において撤去すること。また、保存されている秘密情報等のデータが漏洩しないように落札業者の責任において消去作業を行い、データ消去作業日時、作業内容、担当者等を記載した報告書を発注者へ提出すること（様式は問わない）。

### 7 入札価格

リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1月分のリース料を見積もることとする（ただし、消費税額及び地方消費税額は含めないこと。）。

なお、リース料の中には、機器の初期設定や設置などの導入に係る経費、保守に係る経費、リース満了後の機器の撤去・データ消去などの必要な経費をすべて見込むこと。

### 8 賃貸借料の支払い

契約期間の履行期間（60月）について賃貸借料を支払うものとする。

### 9 その他

- (1) 設置日時、設置場所等については、事前に発注者と打ち合わせを行うこと。
- (2) 初期セットアップ、動作確認を行うこと。
- (3) 設置の際は、発注者の職員の立ち合いを要するものとする。
- (4) 梱包資材については落札業者で処分すること。
- (5) 落札業者は、機器等の落札業者の所有に属する旨のラベルを貼付すること。